

意見書

平成23年8月31日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 [REDACTED]
(ふりがな) [REDACTED]
住所 [REDACTED]
(ふりがな) [REDACTED]
氏名(注1) <個人> [REDACTED]
電話番号 [REDACTED]
電子メールアドレス [REDACTED]

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条の規定により、平成23年7月26日付け情郵審で公告された省令案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

<別紙> 「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見書

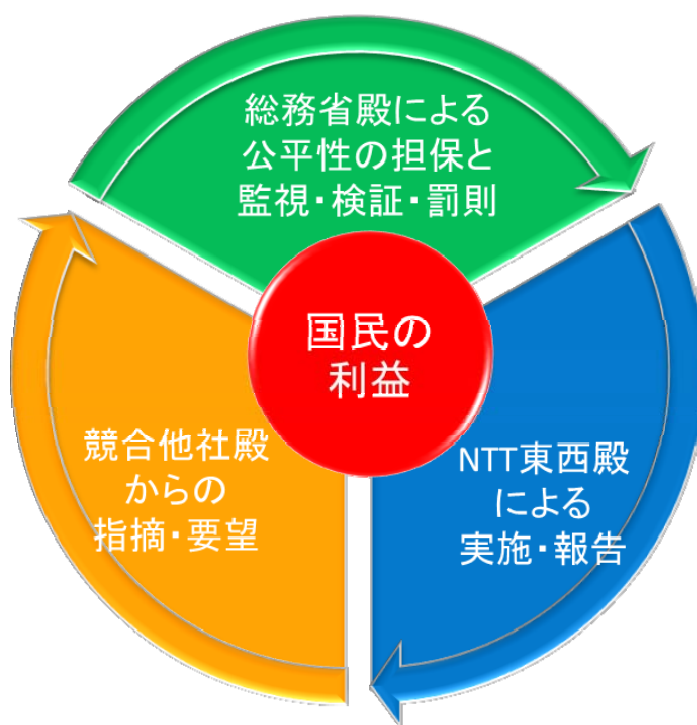
平成23年8月31日

記

主旨

本書提出にあたり、以下の三大項目、要素合計七点について、意見を申し上げます。

本省令案の実効性が目指すべき在り方について



指摘

- ① 「監視体制」における、「監視部門」と「設備部門」の兼務が可能な点について
- ② 「監視項目」における、監視をされる立場が、自ら遵守すべき規程を作成する事について
- ③ 「監視状況」における、監視結果が、取締役会へと報告された後に総務省殿に報告されるフローについて

提案

- ① 「監視体制」においては、利益相反する部門間を完全に区切り、常時第三者が確認できる体制を設けるべき
- ② 「監視項目」においては、競争事業者殿が求める内容を省令若しくはガイドラインに規定するべき
- ③ 「監視状況」においては、国民が直接意見を届けられる仕組みを用意するべき

詳細

本省令案の実効性が目指すべき在り方について

本「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案」とは、平成21年10月から行われた「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」における「光の道」構想実現を通じて決定された、「NTT東西殿のボトルネック機能の分離を行う事」により、国民の利益を拡大する事が最大の目的であり、その実施効果を求めるものとして制定されるものである、と捉えております。

その実施を目指すビジョンを簡潔にチャート化すると、前ページに図示したものになる、と考えております。

しかしながら、「経済産業省殿における原子力政策」でも広く国民に理解された事でもあります、「監視部門」と「設備部門」を同一の機関が司る事は、結果として国民に大きな不利益を与える事になる、と危惧せざるを得ません。

それが例えNTT東西殿、並びにNTT持株会社殿（グループ含む）という企業の事業内で行われる場合でも同様です。なぜならば、本省令案が解決を図る課題は、「NTT東西殿の光ファイバー通信事業における独占的な市場占有率」であり、その発端は、他社が参入できない構造から起きているからです。

このことから、本省令案は、

(体制の整備等)

第二十二條の七 法第三十一條第五項の規定により第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が講じなければならない体制の整備その他必要な措置は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

において、「この監視体制の整備の在り方自体に、3つの大きな欠陥を抱えている」、と指摘せざるを得ません。

指摘

指摘(1):「監視体制」における、「監視部門」と「設備部門」の兼務が可能な点について

まず指摘せねばならない点は、監視体制の人事に関わる部分についてです。

二 設備部門の長は、役員をもつてこれに充てることとするものであること。

三 設備部門の長その他の当該部門の業務に従事する者は、設備部門以外の部門の長その他の当該部門の業務に従事する者の職務を兼ねることができないこととするものであること。ただし、支店その他の事業所(商業登記簿に登記した支店及び当該支店の業務を統括する事業所に限る。以下この号において同じ。)を設置する場合には、支店その他の事業所の長が、当該支店

その他の事業所において設備部門の業務に従事する者の職務と当該部門以外の部門の業務に従事する者の職務とを兼ねることについては、この限りではない。

これは、結果として現場における「監視部門」と「設備部門」の兼務を認める事ができる、という解釈が可能な規定になってしまっています。

つまり、本省令案にて「(体制の整備等)」と掲げつつ、その体制のほころびの発生を、事前に回避させたり止めたりする事の出来ない規定である、と指摘せざるを得ません。

また、上記の事から、「監視部門」と「設備部門」の間において、現場における厳格なファイアウォールを設定する事が、事実上不可能になると共に、設定しても機能不全(実効性を確保できない)を起す可能性が払拭できません。

特に人事における交流(いわゆるたすき掛け)が発生する事を、事前に回避させたり止めたりする事の出来ない規定である、と指摘せざるを得ません。

多くの体制の機能不全とは、人事面に由来する要因が多い事を、「経済産業省殿における原子力政策」を反省点として本省令案は修正すべきではないでしょうか。

指摘(2):「監視項目」において、監視をされる立場が、自ら遵守すべき規程を作成する事について

本省令案によって、本「監視体制」を実施するに当たり、抑々として、以下の点について強い異議を指摘せざるを得ません。

五 設備部門に第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た情報(本条及び次条において「接続関連情報」という。)の管理の用に供するシステムとして次に掲げる要件を満たすことが確保されたものを構築するものであること。

六 接続関連情報の入手、利用、提供その他の接続関連情報の取扱いについてこれを適正なものとするために設備部門の業務に従事する者(当該業務に従事していた者を含む。)が遵守すべき規程を作成するものであること。

情報通信行政・郵政行政審議会殿、並びに総務省殿には、この監視をするにあたって、情報通信行政・郵政行政審議会殿、総務省殿の意志を明確に示し、遵守すべき規定を挙げ、遵守の為の実行施策を執る事ができないのではないのでしょうか?

その場合、この「監視の目的」である、公平性を確保する為の意志だけでなく、その為の条件を設定する事的能力すらも持ち合わせていないのではないのか?という懸念を持たざるを得ません。

指摘(3):「監視状況」において、監視結果が、取締役会へと報告された後に総務省殿に報告されるフローについて

そして、上記の「指摘:(1)」「指摘:(2)」の事に加えて、以下の内容について指摘せざるを得ません。

十六 監視部門をして、前二号の規定により行われた監視の結果を取締役会その他の業務執行を決定する機関に報告させるものであること。

なぜ、ここに明文化して迄、「監視部門」「設備部門」の両方を司る「NTT東西殿(若しくはNTT持株会社殿)の取締役会その他の業務執行を決定する機関」への報告を行うと規定するのでしょうか?

この「監視部門」の報告に、もし「設備部門」の利益相反が発生する場合があった場合、その「監視の結果」が正しく情報通信行政・郵政行政審議会殿、総務省殿へと報告される事を、どうして担保できるのでしょうか?

この「監視の結果」とは、国民の利益の代理人となる情報通信行政・郵政行政審議会殿、総務省殿に直接報告するものでなければ、「監視の結果」の正確さや公平性を担保する為に必要な詳細部分等が、一部でも削がれる恐れを回避させたり止めたりする事の出来ない規定である、と指摘せざるを得ません。

提案

以上の三点の指摘を踏まえて、本意見書としては、以下の三点を提案させていただきます。

提案(1):「監視体制」においては、利益相反する部門間を完全に区切り、常時第三者が確認できる体制を設けるべき

前記「指摘(1)」の通り、本省令案においては「(体制の整備等)」において、その体制のほころびの発生を、事前に回避させたり止めたりする事の出来ない規定であってはなりません。

よって、「但し書き」を設ける事の無い明確な省令文として、ここにおける構造的欠陥を修正すべきと考えます。

この事から、NTT東西殿の社内において「監視部門」を体制化する場合は、人事面での区切りと共に、業務を実際に行う現場においても、厳格なファイアウォールが徹底される事が望まれます。

また、「監視行為」に実効性を持たせるためには、NTT東西殿の体制内ではなく、監視部門を社外に独立させるか、監視結果の詳細を公開のうえ第三者機関に監査させる等の措置が必要と思われます。

以上につきましても、国民の利益の拡大の在り方について、多様な指摘や提案という意見が寄せられる事によって、「より本省令案が目指す本質に対し、より実効性を持って実現できれば」、と申し上げた次第です。どうぞ宜しく指摘内容の検証ならびに提案内容の検討の程、お願い申し上げます。

以上

尚、上記が実行、並びに実効不可能な場合は、平成26年(2014年)における社外分離(上下分離)の検討措置、並びに社外分離実施措置を執行する条件を満たすものになる事を、NTT東西殿、並びにNTT持株会社殿に公式通知する事が肝要である、と捉えております。

提案(2):「監視項目」においては、競争事業者殿が求める内容を省令若しくはガイドラインに規定するべき

前記「指摘(2)」の通り、これらに関する監視項目については情報通信行政・郵政行政審議会殿、並びに総務省殿による規定が全く無いのであれば、本省令案施行前に、その対策を取る必要があると考えます。

こちらについて、もし、情報通信行政・郵政行政審議会殿、並びに総務省殿が明確に規定できないのであれば、競争関係にある電気通信事業者殿が求める内容を反映させ、規定するべきだと考えます。

特に本省令案とは、「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」における「光の道」構想の過程において、KDDI殿、ソフトバンク殿、イーアクセス殿をはじめとする各電気通信事業者殿から、NTT東西殿の寡占状態を下げる事で国民の利益を拡大する目的の為に、様々な提案がなされておりました。

よって、その競争関係にある電気通信事業者殿に対し、求めるべき監視項目について挙げさせ、本省令案若しくはガイドラインにて明確に記載する事を求めます。

提案(3):「監視状況」においては、国民が直接意見を届けられる仕組みを用意するべき

前記「指摘(3)」の通り、本省令案により行われる「監視体制」「監視項目」の実施状況、並びに監視の結果は、監視体制から情報通信行政・郵政行政審議会殿、総務省殿に直接報告する規定に改めるべきと考えます。

しかしながら、例えどんなに「監視体制」、「監視項目」、「監視状況」を綿密に設定し、正しく運用したとしても、どうしても不備な点、抜け穴の様な事態が起きる事を避ける事ができません。

また、あまりにも監視を厳しく取り締まった場合、その監視の硬直さや掛かるコストにより、光ファイバー通信料金が高止まりしたり、機動的な対応が出来なくなったりする懸念を排除する事ができません。

よって、これらの課題に対処すべく、国民の意見が直接届けられる公正で公平な仕組みも同時に用意する事で、国民の参加によって、国民への最終的な利益へと繋がるようにすべきだと考えております。(不備な場合、消費者庁殿に要望せざるを得ません。)